

企業を支える人材確保・育成支援事業委託業務

企画提案に関する説明書

令和5年3月

北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課

企業を支える人材確保・育成支援事業委託業務企画提案に関する説明書

1 業務の概要

(1) 委託業務名

企業を支える人材確保・育成支援事業委託業務

(2) 業務の目的

少子高齢化により全国的に人手不足の状況が続いているが、根室管内は、令和3年度の有効求人倍率が1.71倍となるなど、特に人手不足が顕著であり、担い手不足による地域産業の衰退が危惧される。

このような中で、事業の継続や拡大に必要な人材を確保するためには、女性や高齢者、若者、障がい者、道外人材、外国人など多様な人材の活用に目を向ける必要があるほか、これらの人材を最大限活用するために、就業環境や処遇の改善、多様な働き方の導入など働き方改革を推進することで、人材の定着を図ることが効果的である。

これらを踏まえて、根室管内の企業に対して、採用方法・労働条件の見直しや人事評価制度・人材育成手法の充実などを促し、必要な人材の確保や定着率の向上を支援することで、良質な雇用による正社員就職者等の創出及び確保を図る。

(3) 業務の内容

管内企業における雇用の創出及び安定を図るため、企業の人材確保や定着率向上に資するセミナー及び専門家派遣を実施する。

詳細は、「企業を支える人材確保・育成支援事業委託業務企画提案指示書」に定める。

(4) 委託契約期間

契約締結の日（令和5年6月上旬予定）から令和6年2月29日（木）まで

(5) 発注者

北海道根室振興局

2 参加者の資格要件

(1) 単独法人又は複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者（以下「暴力団関係事業者等」という。）でないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届け出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複する者でないこと。

3 提案に当たっての手続等

業務の委託に当たり、公募型プロポーザル参加希望者から事前に資格審査申請書を徴収して資格の有無を審査し、審査結果を申請者に通知するとともに、資格を有する申請者には、企画提案書の提出及びプロポーザル審査会への出席を求める。

(1) 資格審査申請書の提出

ア 提出期限 令和5年4月13日（木） 午後5時必着

イ 提出書類 様式1「資格審査申請書」及び添付資料

ウ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る。）により1部を提出すること。

(2) 企画提案書の提出要請

資格審査の結果、参加資格を有する者に対し、文書により企画提案書の提出を求める。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和5年4月27日（木） 午後5時必着

イ 提出書類 様式3「企画提案書」

ウ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る。）により8部を提出すること。

(4) その他

ア 企画提案書の記載に係る質問は、電話またはファクシミリ等により令和5年4月24日（月）午後5時までに、下記の担当部課に行うこと。

イ (3)で企画提案書の提出要請を受けた者が企画提案書を提出しない場合は、その旨を電話等で下記の担当部課に報告すること。

なお、期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなす。

(5) 担当部課（提出・問い合わせ先）

北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課 雇用担当

〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地

電話番号 0153-23-6829

ファクシミリ 0153-23-6223

4 プロポーザル審査会の設置

企画提案者から、提案内容について聴取した上で、最も優れた企画提案を選定するため、プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

審査会の日時：令和5年5月11日（木）13：30～（予定）

審査会の場所：北海道根室振興局 1階中会議室（根室市常盤町3丁目28番地）

5 審査方法等

審査会は、企画提案者から、業務処理体制や業務処理計画、企画内容などを聴取した上で、最も優れた企画提案を選定する。

また、審査結果は企画提案者全員に通知し、公表する。

6 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力（運営・実施体制）

ア 業務の背景・目的に対する理解

(ア) 根室管内の産業構造や雇用状況の理解は十分か。

(イ) 地元企業の人手不足に関する課題や人材確保・定着の必要性への理解は十分か。

イ 業務を遂行する上で必要な専門知識及び技術を有しているか。

ウ 業務を効率的かつ効果的に実施できるような、業務処理体制及びスケジュールとなっているか。

エ 経費の見積もり方法は適正か。

オ 企画提案者の受託能力は、業務内容や実績等からみて適正か。

(2) 企画内容（セミナー及び専門家派遣の技法）

ア 効果的かつ確実に参加対象者を集客できる開催時期及び会場の設定や、訴求力のある媒体の活用及び来場意欲を引き出すPR方法となっているか。

イ セミナー及び専門家派遣のプログラムは、次の点に配慮されているか。

(ア) 人手不足等に対して課題を持つ企業が関心を持ち、参加を動機づけられる内容か。

(イ) 人材の確保・定着に必要となるスキルやノウハウが提供される内容となっているか。

ウ 講師等は、次の点に配慮されているか。

(ア) セミナー講師は、人材の確保・定着に関する実績があり、事例等に精通し、分かりやすい話ができる者を選定できるか。

(イ) 専門家派遣は、企業の課題やニーズに合わせて、的確な助言指導や効果的な支援ができる者を選定できるか。

エ 企業が新たな知見や制度を導入することを可能とし、良質な正社員就職等の創出・定着に繋がるものとなっているか。

オ 委託業務の終了後における、業務の効果の把握、支援事業者の雇用状況等の確認を可能とする体制が構築されているか。

(3) 全体評価

- ア 企画提案全般を通じた印象はどうか。
- イ その他必要と認める内容

7 積算上限額

委託料 4, 6 5 3, 7 6 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

8 人件費の割合

原則として委託経費の50%以上を、人件費（給与、講師謝金等）に充てるものとする。

9 企画提案書の取扱い

提出された企画提案書の著作権は、それぞれの企画提案者に帰属するが、道は、選定を行う作業に必要な範囲内での複製及び必要な公表には、提出書類を使用できるものとする。

なお、提出された企画提案書は返却しない。

10 業務委託について

原則として、道はプロポーザル審査会で選定された企画提案者に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務の見積書提出を依頼する。

ただし、上記いずれの時点においても、次の失格要件が判明した場合は、プロポーザル審査会で審議の上、失格となることがある。

<失格要件>

- (1) 資格審査申請書及び企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
- (2) その他、事業を遂行できない重大な事由が生じた場合

11 留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合があるので、留意すること。
- (2) 事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講じること。